

建設工事又は建設業関連業務の競争入札参加資格審査申請後の変更等届出について

本市の建設工事又は建設業関連業務の競争入札参加資格の申請を行った以後に、申請事項の変更、組織変更、法人成り、事業継承（個人営業の場合における申請者の死亡、傷病等によるもの）、合併、分割、営業譲渡、解散又は廃業のいずれかの事由に該当することになったときは、下記の事項に従つて、速やかに別紙様式による変更等届出書を作成し、提出するようお願いします。

なお、これらの事由に該当したにもかかわらず、変更等届出書を提出しないまま入札に参加した場合は、落札業者となつても無効となることがあるので、十分注意してください。

記

1. 次に掲げる申請事項を変更したときは、代表者の名義で届け出ること。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者又は権限の委任を受けた営業所長等
 - (3) 本社、本店、営業所等の所在地又は電話番号（住居表示による所在地の変更を含む。）
 - (4) 許可を受けた建設業の種類又は区分及び一部廃業、若しくは建設業関連業務における法令等による許可、登録等の追加、抹消
 - (5) 使用印等
 - (6) 技術者資格の変更又は技術者の追加、抹消（静岡市内に本社、本店等建設業法上の主たる営業所を有する建設工事業者）
 - (7) 資本関係又は人的関係（静岡市内に本社、本店等建設業法上の主たる営業所を有する者）
2. 組織変更したときは、変更後の組織に係る代表者の名義で届け出ること。なお、この場合は、事前に契約課と協議すること。
3. 申請者本人が死亡したときは、その相続人の名義で届け出ること。
4. 法人が合併、分割により別法人に承継されたときはその承継法人の代表者の、法人が解散したときは破産管財人又は清算人の、営業譲渡したときはその譲受人の、廃業したときは廃業に係る本人又は代表者の、それぞれの名義で届け出ること。
なお、合併、分割又は営業譲渡を行う場合は、事前に契約課と協議すること。
5. 1 から 4 までに掲げる事由に該当した場合において、変更等の届出を行う前に、制限付一般競争入札に参加しようとするとき、又は指名競争入札における指名通知を受けたときは、直ちにその旨を契約課に連絡すること。
6. 今回の入札参加資格審査申請後、次の決算年度の経営事項審査を受けた場合には、隨時、経営事項審査結果通知書の写しを送付すること。

添付書類一覧表

1 申請事項の変更	(1)	商号又は名称		<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・暴力団排除に関する誓約書兼同意書及び別紙
	(2)	代表者		<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・委任状(営業所長等に権限を委任する場合) ・暴力団排除に関する誓約書兼同意書及び別紙
	(3)	営業所長等 (権限を委任されている場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・委任状 ・暴力団排除に関する誓約書兼同意書及び別紙
	(4)	本店等の所在地		<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書
	(5)	営業所等の所在地 (権限を委任されている場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・委任状 ・受付印のある変更届出書(様式第22号の2)※建設工事業者のみ
	(6)	受任者の新設 ※建設工事の場合、営業所等に許可がある工種のみ委任可		<ul style="list-style-type: none"> ・委任状 ・受付印のある許可申請書(様式第1号別紙2(1)又は別紙2(2))※建設工事業者のみ ・暴力団排除に関する誓約書兼同意書及び別紙
	(7)	建設業許可の種類 又は区分、その他建設業関連業務の許可等	① 許可区分 の変更	<p>次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可証明書 ・受付印のある許可申請書(様式第1号)及び別表 ・許可の通知及び別表
	(8)		② 一部廃業	<p>次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可証明書 ・受付印のある廃業届及び別表
	(9)	技術者資格等の変更 ※静岡市内に本社、本店等主たる営業所を有する建設工事業者に限る。		<ul style="list-style-type: none"> ・技術者一覧表 ・工種別技術者数一覧表
	(10)	資本関係又は人的関係 ※静岡市内に本社、本店等主たる営業所を有する建設工事業者に限る。		<ul style="list-style-type: none"> ・資本関係又は人的関係申告書
2	組織変更		<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・組織変更に伴う建設業許可の変更がある場合は、許可証明書又は受付印のある変更届出書(様式第22号の2)のいずれかの書類 ・暴力団排除に関する誓約書兼同意書及び別紙 	
3	法人成り		<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・法人成りによる建設業許可継承関係書類(許可証明書、受付印のある許可申請書(様式第1号)及び別表、許可の通知及び別表のいずれかの書類と受付印のある廃業届) ・暴力団排除に関する誓約書兼同意書及び別紙 	
4	事業継承		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を継続する場合は、承継者の身分証明書 ・事業を継承する場合は、事業継承による建設業許可継承関係書類(許可証明書、受付印のある許可申請書(様式第1号)及び別表、許可の通知及び別表のいずれかの書類) ・暴力団排除に関する誓約書兼同意書及び別紙 	

5	合併、分割又は営業譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・関係企業の登記事項証明書 ・合併又は分割の契約書又は計画書 ・営業譲渡の契約書 ・公正取引委員会への届出に係る受理書 ・事業を継続する場合で、建設業許可の継承を行うときは、当該継承関係書類(許可証明書、受付印のある許可申請書(様式第1号)及び別表、受付印のある廃業届) ・委任状(権限を委任する場合) ・経営事項審査結果通知書(入札参加資格を有していた法人に限る。) ・暴力団排除に関する誓約書兼同意書及び別紙
6	解散又は廃業	<ul style="list-style-type: none"> ・受付印のある廃業届

[注意事項]

- (1) 登記事項証明書、許可証明書等の証明書類は、3箇月以内に発行されたものであること。
- (2) 添付書類は、委任状、暴力団排除に関する誓約書兼同意書及び資本関係又は人的関係申告書を除き、写しの提出で可とする。
- (3) 表中、(様式第1号)とは、建設業法施行規則第2条、(様式第22号の2)とは同規則第8、9条関係の書類をいう。
- (4) 現に、本市と請負契約を締結している場合で、事業継承により名義人が変更するときは、債権債務承継届出書、請負代金請求権譲渡承諾願・承諾書等の必要書類を提出すること。
- (5) 登記事項証明書が登記処理の関係で間に合わないときは、株主総会の会議録の写しを提出すること。
- (6) 建設工事、建設業関連業務において、それぞれ入札資格審査を受けている場合には、建設工事、建設業関連業務のそれぞれに変更等届出書及び添付書類を提出すること。
- (7) 静岡市内に本社、本店等主たる営業所を有する建設工事業者が、本店等の所在地の変更に伴い、位置する中学校区も変更となる場合、変更等届出書に併せて記載すること。
- (8) 電子入札に参加する際に使用するICカードの情報に変更があった場合は、システム利用届も提出すること。

変更等届出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

静岡市公営企業管理者

所在地

届出者 商号・名称

代表者職・氏名

電話番号

(担当者・連絡先)

建設工事(建設業関連業務)競争入札参加資格審査申請について、下記の事項が生じたので届け出ます。

記

1. 申請事項の変更、組織変更、法人成り

変更事項	変更年月日	変更前	変更後

2. 事業継承

申請者の住所、氏名	事業継承年月日	事業継承者の住所、氏名

3. 合併、分割、営業譲渡、解散又は廃業

合併等の別	合併等年月日	事業を継続する場合は、承継者、譲受人	備考

※ 備考欄には、合併、分割の場合は合併、分割に係る法人名を、破産の場合はその旨を、営業譲渡の場合は当事者名を、それぞれ記載してください。